

エコユニット参加企業・団体活動規約

2007年10月1日制定

2018年3月30日改訂

2019年4月1日改訂

東京商工会議所

第1条 名称

環境社会検定試験（e c o検定）合格者が複数名主体となって環境保全活動をしていることが確認できるユニット（企業・団体等）を「エコユニット」と称します。

第2条 目的

エコユニットは主に次の項目を目的として活動していきます。

- ①“人”づくりの視点から、e c o検定の合格者であるエコピープルを中心に、環境問題を自分の問題として取り組んで行こうとするマインドを拡大していく。
- ②検定試験で習得した環境に関する基礎知識を地域環境の保全・再生や企業のC S R活動等に実際に結びつけていく。更にそうした活動を通じて、環境問題に取り組むエコピープルの輪を広げていく。

第3条 登録資格

e c o検定合格者が複数名（合格者2名以上）主体となって環境保全活動をしている、または、これから活動を行うユニットとします。

第4条 登録方法

第3条の登録資格に該当する方が、本規約を承認の上、別途、東京商工会議所が定める登録方法により登録していただきます。

第5条 活動内容

- ①「エコピープル行動指針」（※下記参照）を参考に、自らのユニット活動に励んでいただきます。

【エコピープル行動指針】

1. 環境に関心をもつ
2. 健康に気を配り、毎日の生活を丁寧に暮らす
3. 多様な“いのち”を慈しむ
4. 自然の豊かさを楽しみ、自然から学ぶ

5. 地域コミュニティをともに創りあげていく
 6. それぞれの人や組織を認め、連携し、協働する
 7. 限りある資源を大切にす
- ②登録期間中に活動した成果について、「アクションレポート」として、所定の書式にて報告していただきます。

第6条 年間登録料

なし

第7条 登録の有効期限

登録完了日より1年間とし、自動更新とします。自動更新を希望しない場合は、第9条のとおり登録者本人からの申し出により登録を取り止めることができます。

第8条 エコユニットの名称およびマーク使用等

- (1) エコユニット登録企業は、事前に、別途東京商工会議所が定めるエコユニットマーク使用規則に従うことを承認したうえで、事前に別途東京商工会議所の定めた申請方法に従ってエコユニットマークの使用を申請し、承認を得た場合に限り、その登録期間内において、エコユニットの名称及びエコユニットマークを使用することができます。
- (2) エコユニットの名称及びエコユニットマークの使用については、エコユニット登録の更新手続きにより、継続使用することができます。
- (3) エコユニット登録の更新手続きを行わなかった場合や、登録を取り消された場合は、エコユニットの名称及びエコユニットマークの使用はできません。

第9条 登録の取り止め

登録者本人からの申し出により、登録を取り止めることができます。

第10条 登録の取り消し登録者が次のいずれかに該当する場合は、登録を取り消します。

- ・本規約に違反したとき
- ・エコユニットの活動趣旨・目的に反すると東京商工会議所が判断したとき
- ・事前の申請なくエコユニットマークを使用したとき、もしくはエコユニットの名称あるいはエコユニットマークをエコユニットの活動趣旨に反する形で使用したものと東京商工会議所が判断したとき
- ・登録内容に関し、虚偽が判明したとき・特定の政治活動や宗教の布教活動、商品の勧誘等、エコユニットの目的外の行為を行ったとき
- ・法令や公序良俗に反する行為をしたとき

- ・登録企業・団体等が倒産、解散したとき
- ・その他、東京商工会議所及び施行商工会議所の信用を傷つける行為を行ったと認められるとき

第11条 損害賠償

登録者が本規約及びエコユニットマーク使用規則に基づく諸規則に違反し、本商工会議所ならびに施行商工会議所が損害を被った場合、当該登録者は、その被った損害を本商工会議所ならびに施行商工会議所に賠償する義務を負うものとします。なお、登録が解除された後も、同様とします。

第12条 規約の改訂

本規約の改訂については、東京商工会議所が必要に応じてこれを決定します

附則（2007年10月1日）

この規約は2007年10月1日より施行します。

附則（2018年3月30日）

この規約は2018年3月30日より施行します。

附則（2019年4月1日）

この規約は2019年4月1日より施行します。